

～高額介護合算療養費および医療費通知について～

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担額を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、支給を受けるには後期高齢者医療担当窓口への申請が必要です。

- ※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。
- ※支給額が500円以下の場合には支給されません。

自己負担限度額表【自己負担額の計算期間：令和5年8月1日～令和6年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】212万円	
		【課税所得380万円以上】141万円	
		【課税所得145万円以上】67万円	
2割	一定以上所得者	56万円	
1割	一般	56万円	
		区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

対象の方へは案内が送付されます。案内が届きましたら、申請書、本人名義の通帳を持参のうえ、役場国保係までお越しください。

医療費通知について

広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さまへ送付しています。発送月は1月上旬と2月下旬の年2回です。

イメージ図

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	基準額・生活費・費		
						回数	費用額	標準負担額
令和5年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和5年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和5年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

- この通知は、皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。
- この通知は、医療費控除の確定申告の手続きで、医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署または役場税務担当までお問い合わせください。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が掲載されています。
- 医療費通知を医療費控除に使用する場合でも、領収書は捨てずに保管しておくことをおすすめします。

高額介護合算療養費についての問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
国保係 9番窓口 ☎77-8379

医療費控除の申告についての問い合わせ先

網走税務署 ☎0152-43-2181
税務収納係 10番窓口 ☎77-8376

お知らせ

議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信予定です。町ホームページにアクセスしてご覧ください。
ホームページ
https://www.town.subetsu.hokkaido.jp/chouseijoho/subetsusugikai/1984.html

お問い合わせ先

議会事務局
☎77-8393

12月3日に実施した3歳児健診で、むし歯がゼロのお友だちを紹介します。
遠藤 大騎くん(活汲)
佐野 えれなちゃん(豊永)
清水 楽くん(旭町)
水野 海音くん(柏町)

離乳食教室(初期)に参加しませんか?

4〜7か月児(初期)の保護者を対象とした離乳食教室を開催します。教室内容は離乳食の進め方と試食などです。お気軽に参加ください。

日時 1月22日(水)
午前10時から2時間程度
対象者 4〜7か月児(初期)の保護者
場所 役場1階栄養指導兼調理室
持ち物 筆記用具
申込締切 1月15日(水)

お問い合わせ・申し込み先

健康推進係 7番窓口
☎77-8380



まちづくり懇談会(中止)のお知らせ

まちづくり懇談会は、町長が直接地域を訪れ「今後のまちづくり」をテーマに意見交換を行う場です。例年10月下旬から12月上旬にかけて開催しておりますが、このたび町長の一定期間の入院もあり、公務に復帰後も、体調が万全とはいえないため、従来通りの懇談会を開催することが難しいと判断しました。そのため、今年度はまちづくり懇談会を中止といたします。町民の皆さまには、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

企画係 14番窓口
☎77-8374

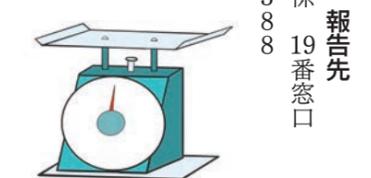
令和7年特定計量器検査のお知らせ
取り引きや証明に用いる計量器の正確さを維持するため、2年に1度定期検査を受けることが、計量法で義務付けられています。令和7年は津別町の検査実施年となっております。

をお持ちの方をお持ちの方

●前回(令和5年)、役場担当者より検査方法(代検査等)の聞き取りが行われた方は、本年も聞き取りを実施します。担当者からの電話をお待ちください。
●令和5年以降、新規で大型はかりを所有された方は、検査の免除等にかかわらず、令和7年1月14日(火)までに商工観光係までご連絡ください(名簿作成に使用します)。

お問い合わせ・報告先

商工観光係 19番窓口
☎77-8388



法務局「相続登記セミナー」

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。相続を知ってから3年以内に登記しないと10万円以下の過料に科されることがあります。

日時 令和7年1月15日(水)
午前10時〜11時
場所 釧路地方務局北見支局2階会議室
定員 20名(予約制、先着順)
予約・問い合わせ先 釧路地方務局北見支局
☎0157-23-6152

お問い合わせ先

☎0157-23-6152

